**長野県告示第67号**

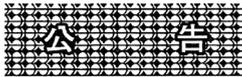
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和8年2月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
弁護士法人一番町総合法律事務所
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
- 2 委託した公金事務の内容
林業・木材産業改善資金に係る元金及び違約金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年6月3日
- 4 委託期間
令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

信州の木活用課

**公告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和8年2月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和8年2月17日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
金田 耕一
二級建築士 長野第6053号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年2月24日

長野県松本養護学校長 永田 寛尚

- 1 落札に係る借入をする物品等及び数量
仮設校舎 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県松本養護学校
(2) 所在地 長野県松本市大字今井1535
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月9日
- 4 落札者の名称及び所在地